

第12回ほんとの空

ふれあい音楽祭

障がいがある方の芸術・文化活動を通じて、幅広く交流を図っていただくために、第12回「ほんとの空ふれあい音楽祭」を開催します。

内容

各団体によるステージ発表、福島県レクリエーション協会からの講師による講演のほか、各障がい者施設の活動展示、お菓子や木工製品等の自主製品販売を行います。

日時 7月28日(日)

開場 午後0時30分

(展示・販売開始)

開演 午後1時

会場 安達文化ホール

入場料 無料

※手話通訳があります。

◎問い合わせ:

福祉課障がい福祉係

☎(55)5113

Fax(22)1547



二本松少年隊顕彰祭・墓前祭

墓前祭

戊辰戦争でふるさとを守るため若い命を可憐に散らした二本松少年隊をしのび、二本松少年隊顕彰祭ならびに墓前祭が今年も開催されます。

【顕彰祭】

日時

7月28日(日) 午前10時

場所

県立霞ヶ城公園千人溜
(二本松少年隊群像脇)

※雨天時は二本松北小体育館

【墓前祭】

日時

7月29日(月) 午前10時

場所

大隣寺少年隊供養塔前

◎問い合わせ:

二本松少年隊顕彰会事務局

(観光課内)

☎(55)5122

Fax(22)8533

栄えある叙勲・褒章受章

おめでとうございます

春の叙勲、危険業務従事者叙勲および褒章の受章者が発表され、各分野で活躍・貢献された方々が受章されました。受章された皆さまをご紹介します。

旭日単光章

佐藤 信重 さん(84)
元成田十区区长(市海道)

瑞宝双光章

久納 秀雄 さん(65)
元安達地方広域行政組合
消防本部消防長(郭内)

瑞玉単光章

渡邊 文男 さん(61)
元陸上自衛隊第44普通科連隊
(錦町)

瑞宝双光章

宮前 貢 さん(77)
元市教育委員長(大壇)

瑞宝単光章

齋藤 守司 さん(69)
元市消防団副団長(針道)

藍綬褒章

野地 政秋 さん(68)
現市消防団副団長(下川崎)



二本松の みらい 明日を創る

令和2年度 二本松市 職員採用案内

令和2年4月1日に採用する市職員の
採用候補者試験を、次により行います。



採用職種	採用予定人員	主な職務内容	受験資格
一般事務 A	7人 程度	一般行政事務に従事	平成2年4月2日から平成10年4月1日までに生まれた者
一般事務 B	3人 程度		平成10年4月2日から平成14年4月1日までに生まれた者
保育士	3人 程度	保育所、認定こども園および幼稚園での保育または幼児教育に従事	平成2年4月2日以降に生まれた者で、保育士の資格および幼稚園教諭の免許を有する者または令和2年3月末日までに取得見込みの者(いずれかの資格免許では受験できません。)

試験の実施日 ・第1次試験 9月22日(日) ・第2次試験 11月上旬
 受付期間 8月1日(木)～8月20日(火) 8:30～17:15(土日祝日を除く。)
 受付場所 人事行政課職員係 ※郵送の場合は8月20日の消印のあるものまで受け付けます。
 申込用紙 受験案内(申込用紙)は、市役所本庁、各支所および各住民センターにてお渡しします。

◎問い合わせ…人事行政課職員係 ☎(55)5083
 Fax(22)7023

市民が主役。

〈市長からの手紙〉

第50回 東和ロードレース大会

東北のボストンマラソン「東和ロードレース大会」に全国各地から多くの皆さんのエントリーを頂き、開催できますこと大きな喜びです。

今年で50回を迎えるこの大会は、地域の皆様方の協力により築き上げられた歴史と伝統、そして何より地域一丸となつて選手を迎える『一期一会』精神の市民マラソン大会です。

紫陽花ロードとして整備されたコースの特徴は、往路の急な上り坂「地獄坂」。急勾配の心臓破りの走り応えのあるコースです。復路では「極楽坂」へと変わります。

今年のゲストランナーは、東京、メキシコ、ミュンヘン五輪3大会連続出場のアリソンピック銀メダリストの君原健二さん。祖父が東和針道出身で箱根駅伝5区3年連続区間賞獲得の箱根駅伝「元祖山の神」今井正人さん、「無敗の山の神」柏原竜二さん、「最速の山の神」神野大地さんをお迎

えすることができました。多くの皆様に走る楽しみを伝えてくれるものと期待をしております。

ロードレースは、苦痛と忍耐、そして自己との闘いがあります。一方、走る楽しみや人々との触れ合いの大切さ、自然の素晴らしさを教えてくれるものであり、人生の尊い活力をもたらすものです。選手の皆様には、思い出に残る大会となりますよう願っております。

「誰もが自分が人生の主役」命を輝かす人生、この道夢人生あり。スポーツを愛し走ることに情熱を傾け、地域の発展と人々の健康を願い、若人の夢を大切にし、この大会を契機として、未来のアリソンピック選手が数多く誕生することを期待しております。

第1回大会開催以来、今まで、大会にご協力いただいた全ての皆様に、心より感謝申し上げます。



二本松市長
三保 恵一

高齢者等へタクシー運賃の一部を助成する実証実験を実施します

高齢者または運転免許証を自主返納した方の日常生活を支える移動手段として、タクシーの活用策を検討するため、タクシー運賃の一部を助成する実証実験を2カ月間実施します。

対象となる方

二本松市民で、次のいずれかに該当する方

- ① 75歳以上の方
(令和2年3月末時点)
- ② 運転免許証を自主返納した方



助成対象となる運賃

次のいずれにも該当する場合に対象となります。

- ① 「昭和タクシー」または「丸や交通」のタクシーを利用した場合
- ② 午前7時から午後6時までの間に利用した場合

- ③ 市内の次の目的地までの移動に利用した場合

・ 小売店(食品、医薬品、医療機器、衛生用品、燃料その他生活に欠くことができない日用品を販売する施設に限る)

・ 医療機関

・ 金融機関

・ 福祉施設

・ 公共施設

・ 駅

・ バス停

・ 自宅

助成金額

- ① 1回の乗車につき300円
- ② 1人につき10回以内

利用の流れ

- ① 市に利用申込(申請)
- ② 市から「タクシー運賃助成利用証明書」・「タクシー助成券」を受け取り
- ③ タクシーに乗車
- ④ 乗車時に「タクシー運賃助成利用証明書」を提示
- ⑤ 運賃支払い時に「タクシー助成券(300円)」を渡す

実施期間

9月1日(日)

～10月31日(木)

申込方法

秘書政策課(市役所4階)または各支所地域振興課に備え付けの申請書に必要事項を記入の上、下記まで提出してください。

※印鑑をご持参ください。

※運転免許証を自主返納した方は「運転経歴証明書」のコピーをご持参ください。

※申請書は市ウェブサイトからもダウンロードできます。

※申請書は市ウェブサイトからダウンロードできます。

※申請書は市ウェブサイトからダウンロードできます。

※申請書は市ウェブサイトからダウンロードできます。

※申請書は市ウェブサイトからダウンロードできます。

※申請書は市ウェブサイトからダウンロードできます。

※申請書は市ウェブサイトからダウンロードできます。

※申請書は市ウェブサイトからダウンロードできます。

※申請書は市ウェブサイトからダウンロードできます。

※申請書は市ウェブサイトからダウンロードできます。

※申請書は市ウェブサイトからダウンロードできます。

※申請書は市ウェブサイトからダウンロードできます。

※申請書は市ウェブサイトからダウンロードできます。

※申請書は市ウェブサイトからダウンロードできます。

※申請書は市ウェブサイトからダウンロードできます。

※申請書は市ウェブサイトからダウンロードできます。

※申請書は市ウェブサイトからダウンロードできます。

※申請書は市ウェブサイトからダウンロードできます。

※申請書は市ウェブサイトからダウンロードできます。

※申請書は市ウェブサイトからダウンロードできます。

※申請書は市ウェブサイトからダウンロードできます。

※申請書は市ウェブサイトからダウンロードできます。

※申請書は市ウェブサイトからダウンロードできます。



問い合わせ・申し込み

二本松地域にお住まいの方

秘書政策課総合政策係

☎(55)5090

Fax(22)7023

安達地域にお住まいの方

安達支所地域振興課

地域振興係

☎(23)1221

Fax(23)8241

岩代地域にお住まいの方

岩代支所地域振興課

地域振興係

☎(55)2111

Fax(55)3005

東和地域にお住まいの方

東和支所地域振興課

地域振興係

☎(66)2490

Fax(46)4122

未来戦略タウンミーティングを開催します

二本松市の将来の飛躍と、50年先・100年先を見据えた礎を、市民の総力を結集して築くために、タウンミーティングを開催します。参加は自由ですので、お気軽にお越しください。

開催日・場所

7月2日(火)

石井住民センター

7月4日(木)

安達公民館

7月8日(月)

岩代支所2階大ホール

7月9日(火)

東和文化センター

7月11日(木)

岳下住民センター

7月12日(金)

二本松市役所6階正庁

時間

午後7時～

内容

- ・ 市政方針について
- ・ 令和元年度重点事業
- ・ 地方創生、連携中枢都市圏構想、人口減少、健康長寿、観光戦略等

問い合わせ

秘書政策課総合政策係

☎(55)5090

Fax(22)7023



任期満了に伴う

『参議院議員通常選挙』 が行われます

私たちの声を国政に生かす大切な選挙です。棄権しないで投票しましょう。

投票の種類

参議院議員通常選挙は、選挙区選挙と比例代表選挙からなりますので、2つとも投票してください。

・福島県選挙区選挙

福島県の区域を単位として設置された選挙区において、有権者は候補者名を投票用紙に記載して投票します。改選される議員の数は1人です。

・比例代表選挙

(非拘束名簿式比例代表制)
全国を一つの選挙区として政党等が届け出た名簿に記載された候補者の中から、有権者は候補者名または政党名のいずれかを投票用紙に記載して投票します。今回の参議院議員通常選挙から比例代表選挙に「特定枠」が導入されます。

投票の方法

投票日には、入場券を持参し、入場券に記載してある投票所で投票してください。入場券は公示日以降、世帯ごとに郵送する予定です。

※入場券が届かない、または紛失した等でお手元に入場券がない場合、入場券を再発行します。詳しくは下記までお問い合わせください。

投票できる人

- ・投票日に満18歳以上の方
- ・公示日の前日までに市内に3カ月以上居住している方
- ・日本国民である方

投票所が変わります

次の投票所の場所を変更します。

・県下第5投票区投票所

(旧) 茶園集会施設

茶園1丁目31番地1

(新) 茶園集会所

茶園1丁目32番地1

・杉田第2投票区投票所

(旧) 箕輪集会施設

(新) 杉田住民センター(統合)

期日前投票

投票日当日、仕事や旅行などで投票所へ行けないときは、期日前投票をすることができます。

ます。

期間

公示日の翌日から投票日の前日までの16日間

受付時間

午前8時30分～午後8時

場所

お住まいの地域にかかわらず、次の4カ所いずれの場所でも期日前投票をすることができます。

- ・市役所1階市民ホール
- ・安達支所
- ・岩代支所
- ・東和支所

持参するもの 入場券

期日前投票では、投票日当日に投票所へ行けない事由を記載した宣誓書(請求書)の提出が必要となりますので、あらかじめ入場券の裏面の宣誓書(請求書)欄に必要事項を記入の上、その入場券をご持参ください。

※入場券がなくても期日前投票ができますが、期日前投票所に備え付けてある宣誓書(請求書)に必要事項を記入していただくこととなります。

不在者投票

長期出張などで二本松市以外の市区町村に旅行・滞在している場合や、指定の病院・老人ホーム等に入院・入所している場合などは、滞在先の市区町村の選挙管理委員会または病院等の施設で不在者投票をすることができます。

滞在先での不在者投票は、あらかじめ二本松市の選挙管理委員会へ宣誓書(市ウェブサイトでダウンロードができます)を提出し、投票用紙等の書類を請求します。その後、郵送されてきた投票用紙等の書類を滞在先の市区町村の選挙管理委員会に持参して投票する方法により行います。

投票用紙等の交付は郵便で行うこととなりますので、郵送に要する期間を考慮し、早めの手続きをお願いします。ご不明な点はお問い合わせください。

また、各都道府県の選挙管理委員会が指定する病院・老人ホーム等に入院・入所している場合は、病院等を通して申し出ていただき、病院等で不在者投票をすることとなります。

郵便等による不在者投票

身体障害者手帳が戦傷病者手帳を持っている方で両下肢、体幹、移動機能に重度の障害がある方や内部機能に重度の障害がある方、または介護保険の被保険者証の要介護状態区分が「要介護5」の方が対象で、前もって郵便等投票証明書を受け取るにより、自宅等で投票用紙に記載し、郵便等によって送付する制度です。

◎問い合わせ:

選挙管理委員会事務局

☎(55) 5146

Fax(22) 5411



受動喫煙防止のため

公共施設の敷地内が

全面禁煙となります

健康増進法の一部改正により、

多数の利用者がある施設については、受動喫煙防止のための対策を行うことが義務づけられました。

この改正は、望まない受動喫煙を防止するために、公共施設の全面禁煙化や飲食店などの分煙化などを定めるものです。

市の公共施設については、既に屋内禁煙となっていますが、市民のより一層の健康増進を図り「健康長寿都市・二本松」を実現するため、公共施設の敷地（駐車場等を含む）についても全面禁煙とするものです。

敷地内全面禁煙開始日

7月1日(月)



対象となる市の施設

- ・行政施設（市役所本庁・支所・住民センター等）
- ・教育施設（学校・幼稚園・公民館・図書館・資料館等）
- ・保健福祉施設（保育所・子ども園・福祉センター・保健センター等）
- ・体育施設（体育館・グラウンド・庭球場・プール等）
- ・レクリエーション施設（農村広場・保養施設等）
- ・市民文化施設（文化センター・集会施設・研修施設等）
- ・公園施設
- ・市営住宅（居室を除く）
- ・その他全ての公共施設

※「道の駅」は除きます。

◎問い合わせ：

財政課管財係

☎(55)5081

Fax(22)7023

受動喫煙ってどんなこと？



たばこの煙には有害物質が含まれており、健康被害が起きる物質であることが証明されています。また、他の人のたばこの煙を吸うだけで、吸わない人も喫煙者と同じように病気のリスクが高まってしまいます。望まない喫煙を予防し、あなたの健康を守るために「受動喫煙」について考えてみましょう。

受動喫煙とは？

直接たばこを吸わなくても他の人が吸うたばこの煙などで、間接的に喫煙したような状態になってしまうことを「受動喫煙」といいます。

火のついたたばこの先からの煙（副流煙）には、直接たばこを吸う煙（主流煙）に比べ、数倍の有害物質が含まれています。

3大有害物質

ニコチン	：	2・8倍
タール	：	3・4倍
一酸化炭素	：	4・7倍

たばこを消した後の残留物質による影響もあります。（残留受動喫煙）

時間が経過した後も、衣服や髪、部屋や車内等に有害な化学物質が残ります。「たばこ臭がする」と感じたら、影響を受けている可能性があります。



妊娠中・産後のたばこの影響

妊娠中は、胎盤を通しておなかの赤ちゃんに、産後は、母乳を通じて赤ちゃんに、たばこの有害物質が届いてしまいます。



「第二次二本松市健康増進計画」においても『禁煙・分煙の促進とたばこの影響への理解促進をはかること』が取り組みの一つとなっています。今後禁煙や分煙に関する情報等について提供していきます。

◎問い合わせ：

健康増進課予防係

☎(55)5109

Fax(23)1714

受動喫煙防止対策に

関する各種支援事業

健康増進法が改正され、受動喫煙に対して対策を講じることが義務化されています。この中で、事業主の方には働く方々の健康を守ることが求められています。

国では、職場での受動喫煙防止対策に取り組む中小企業事業主への支援をしています。

※詳細については、厚生労働省ホームページ(<https://www.mhlw.go.jp/>)をご覧ください。

※『職場における受動喫煙対策』で検索

受動喫煙防止対策助成金

喫煙専用室等の設置や改修に要した経費のうち、工費、設備費などへの助成

助成率 2分の1

(飲食店は3分の2)

助成上限額 100万円

◎問い合わせ…

福島労働局健康安全課

☎024(536)4603

相談支援

受動喫煙防止対策に関して、専門家による助言・指導の相談ができます。希望に応じて事業場の訪問による相談も可能です。また企業・団体の会合へ講師の派遣も可能です。

相談費用 無料

相談内容例

- ・受動喫煙防止対策を効果的に行うための計画の立て方や実施体制
- ・事業場内の受動喫煙に関する実態の適切な把握方法
- ・喫煙室の設置のためのポイント
- ・既存の喫煙コーナーの改善方法 など

◎問い合わせ…

労働安全衛生コンサルタント会

☎050(3537)0777



職場内環境測定支援

事業主の方を対象に、たばこ煙濃度や喫煙所の換気状態を測定する機器(粉じん計、風速計)を貸し出します。

また、ご希望に応じて、全国の事業所に訪問し、機器の使い方の説明も行います。

貸出費用 無料

◎問い合わせ…

柴田科学株式会社

☎03(3635)5111

注意!

「国の助成金を使えば、無料で喫煙室が設置できる。」と、業者から喫煙室の設置を勧められたという情報が寄せられています。

国の助成金は工事費の半額を補助するもので、工事費の全額を補助するものではありません。何か不審な点がありましたら、福島県労働局までご連絡ください。

child care
子育て



児童手当現況届の

手続きはお済みですか

児童手当を受けている方は、毎年6月中に「児童手当現況届」を提出しなければなりません。

この現況届の提出がないと6月以降の手当が受けられなくなりしますのでご注意ください。

現況届の手続きが必要となる方には届出用紙を送付していますので、まだ手続きをされていない方は、必要事項を記入の上、必要書類を添付して提出してください。

◎問い合わせ…

子育て支援課子ども家庭係

☎(55)5094

Fax(22)1547

または各支所地域振興課
市民福祉係

tax
税金



3世代同居・近居住宅を取得した場合の不動産取得税の特例措置

子育て支援策の一環として、3世代以上の方が同居または近居する住宅を令和2年3月31日までに取得した場合、一定の要件を満たしていれば、申請により特例措置による不動産取得税の軽減を受けることができます。

詳しい内容や申請方法は、左記までお問い合わせください。

◎問い合わせ…

県北地方振興局県税部課税

第一課不動産取得税チーム

☎024(521)2694